

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民年金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中津市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県中津市長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	<p>国民年金法(昭和34年法律第141号)、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づく各種申請、届出に伴う受付等の法定受託事務及び国との協力連携に係る事務を行う。特定個人情報は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <p>①資格取得・種別変更・資格喪失・氏名変更・住所変更の届出の受理、居所未登録者の報告、基礎年金番号通知書の再交付の申請の受理、付加保険料の申出の受理、産前産後免除該当届の受理 ②保険料納付の法定免除(資格の確認・所得情報の照会) ③国民年金保険料免除申請・学生納付特例の申請の受理 ④老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金、特別障害給付金等に関する裁定請求書、申請書、届出等の受理 ⑤日本年金機構への被保険者の異動の報告 ⑥日本年金機構への被保険者及び世帯員の所得情報の提供 ⑦未支給年金・未支払給付金請求書及び受給権者死亡届(報告書)の受理 ⑧年金生活者支援給付金請求書の受理</p>
③システムの名称	1 国民年金システム 2 統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表46の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) ・8.74.152の項 (情報照会の根拠) ・72.73.74の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部保険年金課 TEL 0979-62-9069
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部保険年金課 TEL 0979-62-9069
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、原則として申請者からマイナンバーカードの提示を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。なお、マイナンバーカードの提示が受けられない場合には、顔写真付きの身分証明書の提示を受け、住所を含む3情報による照会を行うことで、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する]	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	国民年金に係る業務を行うPC端末へのログインは登録されたID、パスワード、静脈認証が必要となっており、外部の者が不正に利用することを防いでいる。また、特定個人情報を含むUSBメモリは使用簿の記録および管理者の許可を得て使用しており、リスクへの対策を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 吉富 浩	保険年金課長 今永 正直	事後	所属長の異動に伴い修正
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日	平成30年3月31日	事後	対象人数の再確認
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日	平成30年3月31日	事後	取扱者数の再確認
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 今永 正直	保険年金課長 榎本 常志	事後	所属長の異動に伴い修正
平成31年4月1日	様式	なし	新様式に変更	事後	様式変更
平成31年4月1日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価の種類	なし	基礎項目評価書	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	なし	接続しない(入手) 接続しない(提供)	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 8. 監査	なし	自己点検	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年4月1日	事後	対象人数の再確認
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年4月1日	事後	取扱者数の再確認
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく各種申請、届出に伴う受付等の法定受託事務を行う。 特定個人情報は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①資格取得・種別変更・資格喪失・氏名変更・住所変更の受理、居所未登録者の報告、国民年金手帳の再交付の申請の受理、付加保険料の送付申出の受理 ②保険料納付の法定免除(資格の確認・所得情報の照会) ③国民年金免除申請・学生納付特例の申請の受理 ④老齢基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、死亡一時金等に関する裁定請求書、申請書、届出等の受理 ⑤年金事務所への被保険者の異動の報告 ⑥年金事務所への被保険者及び世帯員の所得情報の提供	国民年金法(昭和34年法律第141号)、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づく各種申請、届出に伴う受付等の法定受託事務及び国との協力連携に係る事務を行う。 特定個人情報は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①資格取得・種別変更・資格喪失・氏名変更・住所変更の受理、居所未登録者の報告、国民年金手帳の再交付の申請の受理、付加保険料の送付申出の受理 ②保険料納付の法定免除(資格の確認・所得情報の照会) ③国民年金免除申請・学生納付特例の申請の受理 ④老齢基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、死亡一時金等に関する裁定請求書、申請書、届出等の受理 ⑤年金事務所への被保険者の異動の報告 ⑥年金事務所への被保険者及び世帯員の所得情報の提供 ⑦未支給年金・未支給給付金請求書及び受給権者死亡届(報告書)の受理 ⑧年金生活者支援給付金請求書の受理	事後	事務概要の変更、事務項目について⑦⑧を追加
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	保険年金課長 榎本 常志	保険年金課長	事後	所属長の表記修正
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	対象人数の再確認

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	取扱者数の再確認
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	入力誤りによる修正
令和2年9月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和2年9月1日	事後	規則第15条等の規定による 再評価の実施
令和2年9月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和2年9月1日	事後	規則第15条等の規定による 再評価の実施
令和3年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づく各種申請、届出に伴う受付等の法定受託事務及び国との協力連携に係る事務を行う。 特定個人情報は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①資格取得・種別変更・資格喪失・氏名変更・住所変更の受理、居所未登録者の報告、国民年金手帳の再交付の申請の受理、付加保険料の送付申出の受理 ②保険料納付の法定免除(資格の確認・所得情報の照会) ③国民年金免除申請・学生納付特例の申請の受理 ④老齢基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、死亡一時金等に関する裁定請求書、申請書、届出等の受理 ⑤年金事務所への被保険者の異動の報告 ⑥年金事務所への被保険者及び世帯員の所得情報の提供 ⑦未支給年金・未支給給付金請求書及び受給権者死亡届(報告書)の受理 ⑧年金生活者支援給付金請求書の受理	国民年金法(昭和34年法律第141号)、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づく各種申請、届出に伴う受付等の法定受託事務及び国との協力連携に係る事務を行う。 特定個人情報は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①資格取得・種別変更・資格喪失・氏名変更・住所変更の受理、居所未登録者の報告、国民年金手帳の再交付の申請の受理、付加保険料の申出の受理 ②保険料納付の法定免除(資格の確認・所得情報の照会) ③国民年金免除申請・学生納付特例の申請の受理 ④老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金、特別障害給付金等に関する裁定請求書、申請書、届出等の受理 ⑤日本年金機構への被保険者の異動の報告 ⑥日本年金機構への被保険者及び世帯員の所得情報の提供 ⑦未支給年金・未支給給付金請求書及び受給権者死亡届(報告書)の受理 ⑧年金生活者支援給付金請求書の受理	事後	事務項目①④⑤⑥を修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う引用条項の修正
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	0979-22-1111	0979-62-9871	事後	直通回線開設に伴い修正
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	0979-22-1111	0979-62-9069	事後	直通回線開設に伴い修正
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	対象人数の再確認
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	取扱者数の再確認
令和4年5月13日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	対象人数の再確認
令和4年5月13日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	取扱人数の再確認
令和5年5月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づく各種申請、届出に伴う受付等の法定受託事務及び国との協力連携に係る事務を行う。 特定個人情報は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①資格取得・種別変更・資格喪失・氏名変更・住所変更の受理、居所未登録者の報告、国民年金手帳の再交付の申請の受理、付加保険料の申出の受理 ②保険料納付の法定免除(資格の確認・所得情報の照会) ③国民年金免除申請・学生納付特例の申請の受理 ④老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金、特別障害給付金等に関する裁定請求書、申請書、届出等の受理 ⑤日本年金機構への被保険者の異動の報告 ⑥日本年金機構への被保険者及び世帯員の所得情報の提供 ⑦未支給年金・未支給給付金請求書及び受給権者死亡届(報告書)の受理 ⑧年金生活者支援給付金請求書の受理	国民年金法(昭和34年法律第141号)、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づく各種申請、届出に伴う受付等の法定受託事務及び国との協力連携に係る事務を行う。 特定個人情報は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①資格取得・種別変更・資格喪失・氏名変更・住所変更の届出の受理、居所未登録者の報告、基礎年金番号通知書の再交付の申請の受理、付加保険料の申出の受理、産前産後免除該当届の受理 ②保険料納付の法定免除(資格の確認・所得情報の照会) ③国民年金保険料免除申請・学生納付特例の申請の受理 ④老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金、特別障害給付金等に関する裁定請求書、申請書、届出等の受理 ⑤日本年金機構への被保険者の異動の報告 ⑥日本年金機構への被保険者及び世帯員の所得情報の提供 ⑦未支給年金・未支給給付金請求書及び受給権者死亡届(報告書)の受理 ⑧年金生活者支援給付金請求書の受理	事後	再評価に伴い、修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ①部署	生活保健部保険年金課	健康福祉部保険年金課	事後	機構改革による部名変更
令和5年5月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	中津市生活保健部保険年金課	中津市健康福祉部保険年金課	事後	機構改革による部名変更
令和5年5月22日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	対象人数の再確認
令和5年5月22日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か	500人以上	500人未満	事後	再評価に伴い、修正
令和5年5月22日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	取扱人数の再確認
令和6年5月17日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	対象人数の再確認
令和6年5月17日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	取扱人数の再確認
令和7年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の31の項	番号法第9条第1項及び別表46の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) ・番号法別表第二の7、50、110及び114の項 (情報照会の根拠) ・番号法別表第二の47、48、49及び50の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表 (情報提供の根拠) ・8.74.152の項 (情報照会の根拠) ・72.73.74の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年6月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	取扱人数の再確認
令和7年6月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	対象人数の再確認
令和7年6月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴い追加
令和7年6月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	なし	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登 録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、原 則として申請者からマイナンバーカードの提示 を受け、その上で記載されたマイナンバーの真 正性確認を行っている。なお、マイナンバーカー ドの提示が受けられない場合には、顔写真付き の身分証明書の提示を受け、住所を含む3情報 による照会を行うことで、人為的ミスが発生する リスクへの対策を講じている。	事後	様式変更に伴い追加
令和7年6月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	なし	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへ の対策	事後	様式変更に伴い追加
令和7年6月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 当該対策は十分か【再掲】	なし	十分である	事後	様式変更に伴い追加
令和7年6月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 判断の根拠	なし	国民年金に係る業務を行うPC端末へのログイン は登録されたID、パスワード、静脈認証が必要 となっており、外部の者が不正に利用すること を防いでいる。また、特定個人情報を含むUS Bメモリは使用簿の記録および管理者の許可を 得て使用しており、リスクへの対策を講じてい る。	事後	様式変更に伴い追加